華鐘コンサルタントグループ
2026年10月月次オンラインセミナー

Q&A

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(1)

【質問の内容】

一時停止条項の催告期間はどの程度となりますか？60日程度でしょうか？

【回答の内容】

催告期間は、実務では15日から30日程度とするのが一般的です。60日のような長期に設定すると、相手方が資産を移転する時間を与えてしまい、かえって自社の損失が拡大するおそれがあります。取引の性質に応じて、『相手方が担保を用意するのに必要な合理的な期間』を設定してください。」

Copyright © 2026 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(2)

【質問の内容】

跟境外公司签订合同时，只是用电子印章有效吗？且不邮寄合同原件，只通过邮件等方式传递合同的PDF文件有效吗？有什么风险？

【回答の内容】

中日両国間の場合とします。日本も中国も法律上で電子署名が認められますので、電子印章が正規の電子署名サービス（電子証明書・タイムスタンプ付き）によるものであれば、法的効力に問題はありません。ただし、単なる印影画像をPDFに貼っただけの場合は、署名としての証明力が弱く、相手方が否認した場合に立証が困難です。

アドバイス：

契約書に「電子署名は手書き署名・押印と同等の効力を有する」旨の条項を入れてください。

PDFスキャン資料をメールで送付する場合は、必ずメールの送受信履歴を残してください。従業員の個人メールアドレスやSNSのチャット機能は使用せず、会社指定のメールアドレスを使用し、送受信の過程を保存するようにしてください。

Copyright © 2026 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(3)

【質問の内容】

先方が契約不履行（売掛金回収）だった為、裁判を実施、勝訴したのですが、被告側とどうやっても連絡がつきません。この場合、結局泣き寝入りしなければならないのでしょうか？

【回答の内容】

勝訴判決を取得した以上、相手方と連絡が取れなくても、裁判所を通じた強制執行の手続きを進めることが可能です。

相手方が連絡不通でも、財産を差し押さえることで回収できる可能性があります。

また、財産開示手続を申し立てることで、裁判所が相手方を呼び出し、財産の申告を命じることができます。

調査の結果、相手方に執行可能な財産がない場合は、直ちに回収することは困難です。しかし、債権の時効を中断させる ため、定期的に強制執行の申立てを行ったり、相手方に債務の承認を求めたりすることで、将来相手方に財産ができた際に回収できる可能性を残すことが重要です。

Copyright © 2026 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(4)

【質問の内容】

ちょうど上海仲裁の話が出たのでお聞きしたのですが　SHIAC仲裁と　CIETAC仲裁　のいずれにするか　いつも迷います。いずれが良いと考えますか？
理由とともにお教えいただければありがたいです

【回答の内容】

　いずれも信頼できる機関ですが、契約書には必ず一つだけ仲裁機関を特定することが最も重要です。迷った場合は、契約の履行地、相手方の所在地(提地理的な利便性)、仲裁員の専門性、費用を総合的に判断してください。

Copyright © 2026　HuaZhong Consulting Gr　All Rights Reserved.

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(5)

【質問の内容】

準拠法は中国法が良いでしょうか。

【回答の内容】

法律上は自由に約定できるが、実務的・合理的な判断としては、中国企業との取引や中国国内での履行が中心であれば、中国法を準拠法とするのが一般的に合理的です。また、重要なのは、準拠法と紛争解決手段（裁判所・仲裁機関）をセットで検討することです。準拠法が中国法で、仲裁地がシンガポールという組み合わせも実務上は可能です。

Copyright © 2026 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(6)

【質問の内容】

与日本本社的Invoice和Agreement之前一直都是个人签名，想推行无纸化，用电子印章代替之前的签名，是否可行有效。

【回答の内容】

電子印章が「電子署名」の仕組みを用いたものである場合、法的効力に問題はありません。さらに、グループ会社間での利用であれば、そもそも紛争が発生するリスクは非常に低いと考えられます。したがって、内部取引における無紙化（ペーパーレス化）は問題なく推進できるでしょう。

ただし、政府機関や銀行などの外部に書類を提出する場合、中国では依然として紙媒体での書類作成・提出が求められるケースが多くあります。電子署名済みのPDFであっても、提出先が紙の原本を要求する場合は、別途印刷・押印・製本が必要になります。

Copyright © 2026 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2026年10月月次オンラインセミナーQ&A(7)

【質問の内容】

お客様から定期的に一方的なコンプライアンス系の同意書が送られてきます。例、工場訪問の際に携帯電話を持っている場合は自己申告し、カメラの部分をシールする。違反した場合は罰金2,000元を支払う。今般弊社の社員がうっかりして携帯電話の自己申告を忘れてしまい、お客様の工場に入った際に指摘を受け2,000元の罰金を支払うように言われました。弊社はこの同意書に合意していません。また同意書が送られてきた際に何も返信していません。弊社はこのペナルティーを支払う義務はありますか？またこの様な一方的な同意書が送られてきた場合に、返信しないリスクもあるような気がします。どのような対応をすれば良いでしょうか？

【回答の内容】

（1）片方が一方的に送りつけた同意書に返信しなかった場合、それだけで契約が成立するわけではありません。しかし、従業員が実際に工場に入り、入場手続きに従った行為 が『黙示の同意』と主張されるリスクはあります。ですから、黙って放置するのではなく、『安全管理には協力するが、罰金条項には同意しない』 という書面での異議を早めに出すことが重要です。放置は、後で『黙認した』と言われる材料になりかねません。

（2）『黙示の同意』と主張されても、一方的通知による2000元の妥当性について、協議の余地があると考えます。

Copyright © 2026 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved.

中国ビジネス関連でのご相談は、

私たち

華鐘（かしょう）コンサルタントグループに

ご連絡ください。

●会員のお客様：担当者へご連絡ください

●その他のお客様：shcs@shcs.com.cn

弊社には微信公式アカウントが2つあります。

フォローをよろしくお願いします。

サービスアカウント
（服务号）

主にセミナー案内等
弊社のニュースをお知らせ

購読アカウント
（公众号）

中国の政策情報・
中国での生活情報等
をタイムリーに共有